

外国年金管理（ノルウェー特許）

ノルウェーの現在適用されている法律は、1967年の法律に基づき1996年に改正され、1997年1月に施行された法律です。。
パリ条約及びPCTに加盟しています。EPCには加盟しておりません。
したがってEPCルートでの権利取得はできません。

ノルウェー特許の年金に関する規定は以下のとおりです。

1. 出願の際の手続言語はノルウェー語です。英語及び日本語の出願もできます。その場合、出願日から4ヶ月又は提出指令から3ヶ月以内にノルウェー語に翻訳して提出する必要があります。存続期間は出願日から20年です。出願日の入力時に存続期限はセットされます。出願維持年金が必要です。出願から2年後に1-3年度分の出願維持年金を納付します。出願時に、納付年として2、次回年金期限として出願日から2年後の日付をセットします。これで、第3年度分（1-3年度分の納付）の年金期限が設定されます。
2. 優先権主張を伴う場合は、優先日から16ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。優先権証明書のノルウェー語の翻訳文も必要です。期間は同じく優先日から16ヶ月です。
3. 出願公開制度が採用されており、全ての出願は出願日又は優先日から18ヶ月経過後には公開されます。
4. 審査請求制度はありません。出願順に審査されます。
ノルウェー出願においては、審査段階において、出願人に対して優先権の基礎出願の審査結果及び対応外国出願の審査結果の提出を求められます。従って、出願人は対応出願国で拒絶理由通知が出た場合等、引例を提出する必要があります。
5. 全ての特許要件を満たしていると判断された場合（特許査定）には、その旨の通知が発せられその日から2ヶ月以内に特許付与料金を納付する必要があります。
6. 出願が拒絶された場合（拒絶査定）には出願人はその通知を受けた日から2ヶ月以内に、裁判所へ審判を請求することができます。
7. 1997年より異議申立制度が採用され、何人も特許付与の日から9ヶ月以内に、異議申立てを行なうことができます。
8. 登録の入力は、登録日・登録番号の入力を行なうのみで、存続期限・次回年金期限の計算は行いません。
9. 第3年度分以降の年金納付は、出願日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。納付した年数（初期値は1）分だけ期限が更新されます。

KEMPOS上では以下のように扱います。

(パリルートの場合)

1. 出願時に優先日から16ヶ月後の日付を優先権証明書提出期限及び同翻訳提出期限に設定します。
出願時に「納付年」(2)を入力し、年金期限の計算を行ないます。
2. 登録査定の入力で、2ヵ月後に設定納付期限をセットします。
3. 設定納付の入力で、設定納付期限を解除します。
4. 登録の入力で、登録日・登録番号を入力します。
5. 年金納付は、出願日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。
納付した年数(初期値は1)分だけ期限が更新されます。

(PCTルートの場合)

1. 通常の特許と異なるPCT用の出願種別はありません。
2. 国内移行の入力時に、納付年の入力及び、年金期限・存続期限の計算を行ないます。
3. 国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1. ノルウェー特許の出願種別の設定は以下のとおりです。

- ・ 存続期間は出願日から 20 年です。
- ・ 年金期限の起算日は出願日です。
- ・ 初回の年金は 2 年です。出願時に便宜的に 1 - 2 年度分の年金を納付したものとみなします。
- ・ 維持年金にチェックを入れます。出願時納付には「2」をセットします。
- ・ 2 回目以降は、各年度の出願日の日までに次年度分の年金を納付します。

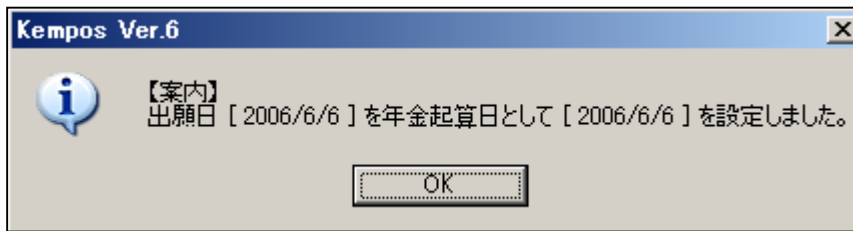
2. 出願の入力

出願は「出願(年金期限の計算あり)」を使用します。

Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 提出	変更/ 削除
▶		出願	出願	出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	NO	ノルウェー 出願	出願	出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		出願	出願	出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ・ 出願の入力画面です。

年金起算日に出願日をセットします。



優先権証明書提出期限に優先日から16ヶ月後の日付をセットします。



出願入力後の出願台帳の画面です。

整理番号	F1000-NO	NO特許	管理者	審判番号	
585	NO	特	内外	担当者	異議番号
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共願人等	1
顧客名	アルプス電気株式会			分担率%	0
部 署	顧客担当				
優先権	2006/01/10	出願日	2006年6月8日	公開日	
原出願		出願No.		公開No.	
請求項		請求期限		要約・関連	審査経過
納付年	2	月	0	外国期限	期限案内
名称	English	印刷済		年金回数	年金更新
				年金起算	2006年6月8日
				年金期限	2008年6月8日

- ・ 存続期限として 2026/06/06 (出願日から20年後) がセットされます。
- ・ 納付年として「2」がセットされます。
- ・ 年金期限として 2008/06/06 (出願日から2年後) がセットされます。
- ・ 年金起算日として 2006/06/06 (出願日) がセットされます。

3 . 登録査定及び特許料の納付

ノルウェー特許の登録査定（特許付与）に関する規定は以下のとおりです。

審査の結果、出願が特許の要件を満たしていると判断された場合、特許庁は特許査定を行い、2ヶ月以内に特許料を納付するように出願人に通知します。

特許要件を満たさないと判断された場合、拒絶査定となります。

出願人は、拒絶査定に対して2ヶ月以内に裁判所に対して審判請求を行なうことができます。

KEMPOSでは、特許査定は「登録査定」で入力します。

登録査定入力時に、2ヶ月後に「設定納付」期限をセットします。

その後、設定納付の入力を行なうことで、期限が解除されます。

3 - 1 . 登録査定の入力

登録査定は、「登録査定（納付期限の計算あり）」を使用します。

NO	ノルウェー	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)			
		審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)			

納付期限は「-2」(2ヶ月)で設定します。

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限	延長期限	回答期限			
						国内 外国	国内 外国	国内 外国			
	ノルウェー	NO特許	登録査定(設定納付期限の計算あり)	設定納付	手続日	-2	-2	0	0	0	0

登録査定の入力画面です。

登録査定入力後の出願台帳の画面です。
 設定納付期限がセットされています。

出願台帳 フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 F1000-no Report Preview Print 自願 内外 特 手続追加
 出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 F1000-NO NO特許 管理者 審判番号
 585 NO 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2008/06/08

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
 顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 設定納付 2009/11/09
 部署 顧客担当 存続期限 2026/06/08

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日
 原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 外国期限 期限案内 年金更新 受任-他 発明者 権利者 数量
 納付年 2月0 審査請求 要約-関連 審査経過 出願書誌 図面-包袋 外国出願

名称 English 印刷済 指令発送 権利状態 2 出願経過
 設定納付 2009/11/09 手続名 登録査定

3 - 2 . 設定納付の入力

設定納付は、「設定納付（納付年数の入力なし）」を使用します。

		審査	設定納付	設定納付(納付年数入力なし)		
		審査	設定	設定(存続期限入力なし)		

設定納付の入力画面です。

出願手続 フォーム

経過手続 設定納付 転記
 New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票
 納付日 2009年10月31日 経表示 DNTrn 添付DN
 応答元指令 登録査定 2009年9月9日
 送付日 受領日 担当者 印刷済

- ・ 納付年数（年金）の入力はありません。
 特許料（公報発行料）のみの納付です。
- ・ この入力で設定納付期限がクリアされます。

3. 登録

- 登録は一般の「登録（存続期限の計算あり）」を使用します。
 存続期限の計算は、出願時に行なっているので、ここでの計算は不要ですが、再計算しても差し支えありませんので、一般の登録を使用します。

	審査	登録	登録(存続期限の計算あり)	
	特許庁から指合、通知	拒絶査定	拒絶査定	

登録入力後の出願台帳の画面です。

登録日・登録番号（今回は入力していない）がセットされたのみで、年金期限・存続期限等は変化はありません。

4. 3年度分以降の年金の納付。

- ・最初の年金納付は、1 - 3年度分年金の納付を出願日から2年後までに行います。
- ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。
KEMPOS上で、出願維持の年金と権利維持の年金の区別はありません。

自願	内内	特	手続追加
年金	年金納付		
年金管理会社へ年金管理移管 年金納付（権利者からの回答） 年金納付（代理人からの完了報告）（期限更新） 年金納付（代理人からの期限案内） 年金納付（代理人からの領収通知） 年金納付（代理人への指示）			

出願手続：フォーム

経過手続 納付報告

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

報告日 2008年6月1日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令 登録査定 2009年9月9日

送付日

受領日

納付年数 3 ~ 3 担当者 印刷済

文書名

備考 第3年分

「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳：フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 F1000-NO Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加
年金 年金納付

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 F1000-NO NO特許 管理者 審判番号

585 NO 特 内外 担当者 異議番号

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0

部 署 顧客担当

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日 2010年3月3日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 納付年 3 月 0 請求期限 審査請求

名称 English 印刷済

要約・関連 審査経過 出願書誌 因面・包袋 外国出願

外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

年金回数 年金起算 2006年6月6日 手動期限

年金期限 2009年6月6日

年金期限 2009/06/06

存続期限 2026/06/06

- ・納付年は「3」に更新されています。
- ・年金期限は「2009/06/06」に更新されています。